

日本語教師養成サブコースに関する内規

(平成26年11月21日制定)

(令和5年2月17日改正)

(趣旨)

第1条 この内規は神戸大学大学院国際文化学研究科（以下「本研究科」という。）における日本語教師養成サブコース（以下「サブコース」という。）の設置と、本研究科の博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）及び博士課程後期課程（以下「後期課程」という。）に所属する学生によるサブコースの履修等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 サブコースは、現代グローバル社会の諸課題への対応力、言語情報コミュニケーションの動態に対する理解力、外国語としての日本語を教授するための実践的能力・研究能力の養成を目的とする。

(履修申請)

第3条 サブコースの履修にあたっては、指導教員の承認を得た上で、別に定める様式により、履修申請書と履修計画書を作成し研究科長に提出する。その際、必要に応じて、日本語教師養成サブコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）の構成員と相談することが望ましい。

2 履修申請書は、原則として入学年度の所定の期間内に提出する。ただし、特別な事情があり、指導教員の承認を得た者は、入学の翌年度の所定の期間内に履修申請書を提出することができる。

3 履修計画書は、各年度作成し所定の期間内に提出する。

(対象科目)

第4条 サブコースに、必修科目、選択必修科目、選択科目を置く。

2 これらは、原則として入学年次の研究科規則第18条の別表第2に定める科目の中から、年度ごとに指定する。

3 年度ごとの指定科目は、学期の開始に先立ち、研究科のホームページ等を通じて周知する。

4 教授会の議を経て、日本語教育に関わるインターンシップ等への参加をもって必修科目の一部単位を認定する場合がある。

5 後期課程学生は、サブコース科目のうち、演習科目の履修は原則としてできない。ただし、自身が所属するコースの開講科目で、かつ、科目担当教員の承認があった場合を除く。

(修了要件)

第5条 サブコースを修了するには、次表に定める科目区分ごとの最低必要修得単位数を満たした上で、全体で26単位以上を修得し、修了年度の所定の期日までに、別に定める様式により修了認定申請を行わなければならない。

科目区分	別表に定める科目からの必要修得単位数	合計単位数
必修科目	10単位以上	26単位以上
選択必修科目	各選択科目群から2単位以上、計8単位以上	
選択科目	下限なし (上記二区分からの修得単位数と合わせた合計が 26単位以上となるのに必要な単位数)	

2 平成26年度以降に本研究科の前期課程に入学した者が、前期課程修了後、後期課程に進学し、後期課程においてサブコースの履修を行う場合、前期課程で修得した単位をサブコースの修了要件に含めることができる。

(課程修了要件単位への算入)

第6条 前条の規定により修得した単位は、前期課程修了の要件に含めることができるが、後期課程修了の要件には含めることができない。

(修了認定)

第7条 サブコースの修了認定は、教授会の議を経て決定する。

2 修了を認定された者には、別に定める様式に基づく修了認定証を授与する。

3 修了認定証は、原則として学位記授与式の日に交付する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に關し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者については、改正後の日本語教師養成サブコースに関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。